

○雇用保険法等の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 失業等給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二― <u>第三十七条の四</u>）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用保険事業）</p> <p>第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。</p> <p>一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 失業等給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二― <u>第三十七条の五</u>）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用保険事業）</p> <p>第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。</p> <p>一（略）</p>

一の二 一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の三、四 (略)

(返還命令等)

第十条の四 (略)

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 (略)

(基本手当の受給資格)

一の二 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の三、四 (略)

(返還命令等)

第十条の四 (略)

2 前項の場合において、事業主又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主又は職業紹介事業者等に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 (略)

(基本手当の受給資格)

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働者である被保険者（以下「短時間労働被保険者」という。）であつた期間がある被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間になくときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 被保険者が短時間労働被保険者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保

険者であつた期間内にある日（その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

（削除）

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二（略）

険者であつた期間内にある日（その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 被保険者であつた期間が短時間労働被保険者であつた期間である場合における前項の規定の適用については、同項中「十四日」とあるのは「十一日」と、「一箇月として」とあるのは「二分の一箇月として」と、「二分の一箇月」とあるのは「四分の一箇月」とする。

3 前二項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、前二項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二（略）

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。)の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

第三十五条 削除

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間(当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間)に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。)の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額(受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者に係るものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

(短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例)

第三十五条 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款(第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条並びに第三十条を除く。)並びに第五十六条の二第三項第一号及び第五十七条第一項(受給資格に係る離職に限る。)の規定の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の被保険者が、短時間労働被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者が、短時間労働被保険者以外の被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める期間（当該期間内」とあるのは、「当該各号に定める期間と当該離職の日の翌日から引き続き当該同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された最後の日までの期間に相当する期間（その期間が三年を超えるときは、三年とする。）とを合算した期間（当該合算した期間内」とする。

4 第一項に規定する場合における第二十四条第一項、第三項及び第四項、第二十五条第四項、第二十七条第三項並びに第三十三条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四条第四項中「同条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三条第四項中「第二十四条第一項」とあるのは「第三十五条第四項において読み替えて適用する第二十四条第一項」と、第三十三条第三項」とあるのは「第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2～9 (略)

(高年齢継続被保険者)

第三十七条の二 (略)

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節（第十四条を除く。）、次節及び第四節の規定は、適用しない。

(高年齢受給資格)

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに第七十八条において同じ。）及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項において同じ。）の規定に該当する者については第三十三条第三項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2～9 (略)

(高年齢継続被保険者)

第三十七条の二 (略)

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節（第十三条第二項及び第十四条を除く。）、次節及び第四節の規定は、適用しない。

(高年齢受給資格)

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に

けることができなかつた高年齢継続被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

2 (略)

(削除)

加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であつた期間がある高年齢継続被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間にないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢継続被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 (略)

（短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が引き続き短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつた場合等の特例）

第三十七条の五 高年齢継続被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間（六十五歳に達した日後の期間に限る。）に次に掲げる事由が生じた場合における第十四条、第三十七条の三第一項及び前条（第四項を除く。）の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者となったこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となったものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項中」とあるのは、「第二十一条中「離職」とあるのは「離職（第三十七条の五第一項の規定により離職したものとみなされる場合を除く。）」と、第三十一条第一項中」とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日以前の期間に第三十五条第一項各号に掲げる事由が生じていた場合における第十四条及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節(第十四条を除く)、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者となったこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となったものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項中」とあるのは、「第二十一条中「離職」とあるのは「離職（第三十七条の五第一項の規定により離職したものとみなされる場合を除く。）」と、第三十一条第一項中」とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日以前の期間に第三十五条第一項各号に掲げる事由が生じていた場合における第十四条及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節(第十三条第二項及び第十四条(第三十五条第二項の規定により適用する場合を含む。))を除く。)、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(次の各号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間))に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であったときに、次条に

した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

- 2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

（特例一時金）

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定

定めるところにより、支給する。

- 一 離職の日以前一年間（最後に被保険者となつた日から当該離職の日までの期間を除く。）に短時間労働被保険者であつた期間がある短期雇用特例被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間でないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

- 二 離職の日以前一年間（前号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数（同号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

- 2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

（特例一時金）

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定

する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2～4 (略)

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 (略)

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が

する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の五十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2～4 (略)

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 前三号のいずれにも該当しないとき。千七百七十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 (略)

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が

、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2・3（略）

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることについて当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5（略）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四（略）

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3～5（略）

、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2・3（略）

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5（略）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四（略）

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあるのは「同項に」とする。

3～5（略）

6 育児休業基本給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二
条第三項の規定の適用については、同項中「とする。ただし、当該期
間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者で
あつた期間に育児休業基本給付金の支給に係る休業の期間があるとき
は、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用
された期間又は当該被保険者であつた期間に」とする。

(介護休業給付金)

第六十一条の七 (略)

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した
日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場
合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3～6 (略)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者にな
ろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し
、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を
図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一～五 (略)

2・3 (略)

(介護休業給付金)

第六十一条の七 (略)

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した
日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項を除く。）
の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当す
る期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用
については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条
第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあ
るのは「同項に」とする。

3～6 (略)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章に
おいて「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是
正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業とし
て、次の事業を行うことができる。

一～五 (略)

2・3 (略)

第六十四条 削除

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。
- 二 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。
- 三 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2 第六十二条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者

(事業等の利用)

第六十五条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者

給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2 (略)

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 (略)

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八

給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2 (略)

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 (略)

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八

条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ (略)

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額

二 (略)

6 (略)

(保険料)

第六十八条 (略)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ (略)

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 (略)

6 (略)

(保険料)

第六十八条 (略)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項、第三十九條第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二條第三項(第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条第二項(第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五十二条第二項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。)、の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項第二号、第三十九條第一項第二号、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二條第三項(第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三條第二項(第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五十二条第二項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。)、の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは第六十条の二第一項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができ

3・4 (略)

附則

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。

(特例一時金に関する暫定措置)

第七条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主又は受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4 (略)

附則

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

(特別給付)

第七条 職業に就いた受給資格者であつて、第五十六条の二第一項第一号に該当するものが、受給資格者が職業に就くことを促進するために

支給される金銭であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「特別給付」という。）の支給を受けることができる場合には、政令で定める日までの間、同一の就職については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、就業促進手当は、支給しない。

2 特別給付の支給を受けることができる前項の受給資格者であつて、特別給付の支給を受け、又は受けようとしたものについては、第五十六條の二第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受け、又は受けようとしたものとみなして第三十四條、第五十六條の二第二項、第四項及び第五項、第五十七條、第六十條並びに第六十一條の二第四項の規定を適用する。この場合において、第五十六條の二第二項中「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は前項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七條第一項に規定する特別給付」と、同條第四項中「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」と、同條第五項中「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七條第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同條第五項中「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、「相当する日数分」とあるのは「相当する日数に厚生労働省令で定める数を乗じて得た日数分」と、第五十七條第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前條第一項第一号ロに

第八条 教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(教育訓練給付金に関する暫定措置)

(育児休業者職場復帰給付金に関する暫定措置)

第九条 平成二十二年三月三十一日までの間に第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する第六十一条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十

該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、「就業促進手当の支給」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付の支給」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、第六十一条の二第四項中「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」又は就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付（以下この項において「特別給付」という。）」と、「就業促進手当の」とあるのは「就業促進手当又は特別給付の」とする。

「とする。」

(国庫負担に関する暫定措置)

第十条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)

及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十条第一項」とする。

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（平成二十二年四月施行）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。 一 二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。） 四 （略） （船員に関する特例） 第七十九条の二 船員である者が失業した場合には、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部</p>	<p>（適用除外） 第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。 一 二 （略） 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者 四 （略）</p>

、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十四条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第四項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の二第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運

輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長のと、第二十九条第一項中「公共職業安定所が」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」とする。

第七十九条の三 第十五条第二項の規定（前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により、求職の申込みを受ける公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下この条において同じ。）の長は、その必要があると認めるときは、他の公共職業安定所長又は地方運輸局の長にその失業の認定を委嘱することができる。

附 則

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を

附 則

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を

除く。)であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(船員が雇用される事業を除く。)

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

除く。)であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主、被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ同項ニ規定スル社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ為ス者（以下指定教育訓練実施者ト称ス）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得</p> <p>③⑤（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得</p> <p>③⑤（略）</p>

第二十五条ノ三 (略)

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等若ハ指定教育訓練実施者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、指定教育訓練実施者、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③ (略)

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前二年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ十二月以上ナルコトヲ要ス

②第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一ニ該当スル者（前項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルコトトナル者ヲ除ク）ニ対スル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス

③第一項（前項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五条ノ三 (略)

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③ (略)

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前一年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコトヲ要ス

②前項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一〇四 (略)

④第一項(第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル場合ニ於テハ第一項(第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ十 (略)

② (略)

③前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項(同條第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ該當スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ十二 (略)

② (略)

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員(第三十三條ノ三第三項各号ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル)ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲グル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該當

一〇四 (略)

③第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ十 (略)

② (略)

③前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ十二 (略)

② (略)

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員(第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル)ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲グル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該當

スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス
一・二 (略)

第三十三条ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使用セラルルモノガ離職シ労働ノ意思及能力ヲ有スルに拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合ニ於テ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高齢求職者給付金ヲ支給ス此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス

②④ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合(当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ其ノ旨ノ証明ガ為サレタル場合ニ限ル)ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者(第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)タル者

二 (略)

②③ (略)

④教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモ

スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス
一・二 (略)

第三十三条ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使用セラルルモノガ離職シ労働ノ意思及能力ヲ有スルに拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合ニ於テ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高齢求職者給付金ヲ支給ス

②④ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者(第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)タル者

二 (略)

②③ (略)

④教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモ

ノニ限ル)ノ額(当該教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用ノ額ナルコトニ付テ当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ証明ガ為サレタルモノニ限ル)ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額)トス

⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②⑥ (略)

第三十六条 (略)

②⑥ (略)

ノニ限ル)ノ額ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額)トス

⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②⑥ (略)

第三十六条 (略)

②⑥ (略)

⑦ 育児休業基本給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ対スル第三十三条ノ十二第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「トス但シ当該期間ニ」トアルハ「トシ当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ育児休業基本給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ為シタル期間アルトキハ当該休業ヲ為シタル期間ヲ除キ算定シタル期間トス但シ当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ」トス

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付（高齢雇用継続基本給付金及高齢再就職給付金ヲ除ク）ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

②④ (略)

第五十九条 (略)

②④ (略)

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 (略)

⑥⑩ (略)

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

②④ (略)

第五十九条 (略)

②④ (略)

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 (略)

⑥⑩ (略)

⑪厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ一年以内ノ期間ヲ定メ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑫ (略)

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五(第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被

⑪厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ二ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑫ (略)

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五(第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被

保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

② (略)

附則

②③第三十三条ノ三第三項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セララルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第三項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ

保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

② (略)

附則

②③第三十三条ノ三第二項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セララルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ

第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

②5 国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十五ニ相当スル額ヲ負担ス

②6 国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

②7 附則第二十五項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十五項」ト同条第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

②8 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」トス

②9 第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同項第一号ニ規定スル基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケザルモノニ対スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同項中「三年」トアルハ「一年」トス

第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

③⑩平成二十二年三月三十一日迄ノ間第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シタル被保険者ニ対スル第三十七条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ十」トアルハ「百分ノ二十」トス

③①
③③
(略)

②⑤
②⑦
(略)

◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成二十二年四月施行）
（第四条関係）

（注）改正案に対応する現行条文を参考掲載したものである。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 保険者（第四条―第十条）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p> 第一節 資格（第十一条―第十五条）</p> <p> 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額（第十六条―第二十三条）</p> <p> 第三節 届出等（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p> 第一節 通則（第二十九条―第五十二条）</p> <p> 第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付</p> <p> 第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）</p> <p> 第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給（第六十九条―第七十二条）</p> <p> 第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条―第七十五条）</p> <p> 第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給（第七十六条―第八</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十六条）</p> <p>第二章 被保険者（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二章ノ二 届出等（第二十一条ノ二―第二十一条ノ五）</p> <p>第三章 保険給付及福祉事業</p> <p> 第一節 総則（第二十二条―第二十七条ノ四）</p> <p> 第二節 療養ノ給付及傷病手当金等（第二十八条―第三十一条ノ七）</p> <p> 第三節 出産育児一時金及出産手当金（第三十二条―第三十三条）</p> <p> 第四節 失業等給付（第三十三条ノ二―第三十九条）</p> <p> 第五節 障害年金、障害手当金及介護料（第四十条―第四十九条）</p> <p> 第六節 行方不明手当金（第四十九条ノ二―第四十九条ノ七）</p> <p> 第七節 遺族年金及葬祭料</p> <p> 第一款 遺族年金（第五十条―第五十条ノ八）</p> <p> 第二款 葬祭料（第五十条ノ九・第五十条ノ十）</p> <p> 第八節 保険給付ノ制限（第五十一条―第五十七条）</p> <p> 第九節 福祉事業（第五十七条ノ二・第五十七条ノ三）</p> <p> 第四章 費用ノ負担（第五十八条―第六十二条ノ四）</p> <p> 第五章 不服申立（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第六章 罰則（第六十七条―第七十一条）</p>

十二条)

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(第八十三条

・第八十四条)

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しく

は死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給(第八十五条・第八十六条)

第二款 障害年金及び障害手当金の支給(第八十七条―第九十二
条)

第三款 行方不明手当金の支給(第九十三条―第九十六条)

第四款 遺族年金の支給(第九十七条―第一百条)

第四節 保険給付の制限(第一百三―第一百十条)

第五章 保健事業及び福祉事業(第一百一―)

第六章 費用の負担(第一百十二―第一百三十七条)

第七章 不服申立て(第一百三十八―第一百四十一条)

第八章 雑則(第一百四十二―第一百五十五条)

第九章 罰則(第一百五十六―第一百六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船員の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死
亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保
険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて
船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関し
て保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄

附則

第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷
、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困
難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ
事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者
ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス

与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被保険者」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

2 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二年以上被保険者（疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になつた者をいう。ただし、健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）若しくは同条各号のいずれかに該当する者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。）である者は、この限りでない。

3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特

第十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条ニ規定スル船員（以下船員ト称ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

定独立行政法人をいう。)以外の独立行政法人(同条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大学法人(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者(同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)に限る。)である被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)をいう。

4 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

5 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

6 この法律において「通勤」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第二号の通勤をいう。

7 この法律において「最終標準報酬月額」とは、被保険者又は被保険者であった者の障害又は死亡の原因となった疾病又は負傷の発した日(第四十二条の規定により死亡したものと推定された場合は、死亡の推定される事由の生じた日)の属する月の標準報酬月額をいう。

8 この法律において「最終標準報酬月額」とは、最終標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、

第三条 本法ニ於テ報酬ト称スルハ船舶所有者ニ使用セラルル者ガ労務ノ対償トシテ受クル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

②本法ニ於テ賞与ト称スルハ前項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ

第一条

②前項ノ通勤トハ労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)

第七条第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ

第二十七条ノ三 本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害又ハ死亡ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日(第十一条ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラレタル場合ニ在リテハ死亡ノ推定セララルル事由ノ生ジタル日)ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。

9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(船舶所有者に関する規定の適用)

第三条 この法律及びこの法律に基づいて発する命令のうち船舶所有者

第一条

③第一項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス但シ後期高齢者医療ノ被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ謂フ）及同条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同法第五十一条ノ規定ニ依リ後期高齢者医療ノ被保険者ト為ラザリシモノ（以下後期高齢者医療ノ被保険者等ト称ス）ハ此ノ限ニ在ラズ

一 被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及び弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第十条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令中船舶所有者トアルハ船舶共

に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に適用する。

(削除)

第二章 保険者

(管掌)

第四条 船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が、管掌する。

2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

(業務)

第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四章の規定による保険給付に関する業務
- 二 第五章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であつて前条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者トス

第十六条 管海官庁ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ船員保険ニ関スル事務ノ一部ヲ行フ

第二条 船員保険ハ政府之ヲ管掌ス

(船員保険協議会)

第六条 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者(その意見を代表する者を含む。以下この条において同じ。)の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。

2 船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 船員保険協議会の委員は、再任されることができる。

(船員保険協議会の職務)

第七条 協会の理事長(以下「理事長」という。)は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

一 定款(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更

二 健康保険法第七条の二十二第一項に規定する運営規則(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算(船員保険事業に係る部分に限る。)

四 協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担(船員保険事業に係るものに限る。)

五 その他船員保険事業に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2 理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第七

条の十九第一項の規定により運営委員会（同法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならぬ。ただし、前項第二号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（定款）

第八条 協会に定款には、健康保険法第七条の六第一項各号に掲げる事項のほか、船員保険協議会に関する事項を定めなければならない。

（区分経理）

第九条 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（健康保険法の特例）

第十条 第五条の規定により協会が同条各号に掲げる業務を行う場合には、健康保険法第七条の十九第一項第二号中「変更」とあるのは「変更（船員保険事業に関する事項で船員保険法第七条第二項の厚生労働省令で定める軽微なものを除く。）」と、同法第七条の二十中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定

する船員保険協議会」と、同法第七条の二十八第二項中「決算報告書」とあるのは「予算の区分に従い作成した決算報告書」と、同法第七条の三十七第一項中「健康保険事業」とあるのは「健康保険事業又は船員保険事業」と、同法第二項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会又は船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の四十一中「この法律及びこの法律」とあるのは「この法律及び船員保険法並びにこれらの法律」と、同法第二百七条の二中「第七条の三十七第一項（同法第二項及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の三十七第一項（船員保険法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第七条の三十七第二項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）とする。」

（削除）

第三章 被保険者

第一節 資格

（資格取得の時期）

第十一条 被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条から第十四条までにおいて同じ。）は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

第九条ノ四 船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者ハ船員
保険事業（第三章第四節乃至第六節及第七節第一款ニ規定スル保険給
付ニ関スル事業ヲ除ク）ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理由
ナクシテ漏ラサザルベシ

第十八条 被保険者ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタル
日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

(資格喪失の時期)

第十二条 被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日)から、被保険者の資格を喪失する。

(疾病任意継続被保険者の申出等)

第十三条 第二条第二項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内になければならない。ただし、協会は、正当な理由があると思われるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

2 第二条第二項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、疾病任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると協会が認めるときは、この限りでない。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失)

第十四条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第四号から第六号までのいずれかに該当するに至つ

第十九条 被保険者ハ死亡シタル日又ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事実アリタル日ニ更ニ前条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第二項ニ規定スル日雇特別被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ)又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其

たときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 疾病任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると協会が認めたとときを除く。）。

四 被保険者となつたとき。

五 健康保険の被保険者となつたとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

（資格の得喪の確認）

第十五条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、疾病任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十四条の規定による届出若しくは第二十七条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

（標準報酬月額）

第十六条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区

ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保険者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保険料（初テ納付スベキ保険料ヲ除ク）ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

五 健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

六 後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ区別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハ社会保険庁長官ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

②前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出若ハ第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十条 第十九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及第十四条ヲ除ク）ノ規定ヲ適用セズ

第四条 標準報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ

分によって定める。

標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

定ム

標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

第二四級	第三三級	第三二級	第二二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第三三級	第二二級
三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上

第二四級	第三三級	第三二級	第二二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第三三級	第二二級
三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上

第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上

第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上

第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬月額額の等級区分は、被保険者の受ける報酬の水準に著しい変動があつた場合においては、変動後の水準に照らし、速やかに、改定を行うものとする。

第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

第四条ノ四 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬月額ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格を取得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。

(改定)

第十八条 社会保険庁長官は、被保険者の報酬(歩合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、報酬に増減があつた月の翌月(報酬に増減があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、歩合による報酬の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省令で定めるものに変更があつたことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合は、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

3 社会保険庁長官は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日(以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。)に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。

一 基準日前一年以内に被保険者の資格を取得した者又は前項の規定により基準日前一年以内のいずれかの月から標準報酬月額が改定された被保険者であつて当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額を基準として算定された

第四条

②被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ社会保険庁長官其ノ標準報酬月額ヲ定ム

③歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

④報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月(其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

⑤報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外社会保険庁長官ハ厚生労働大臣ノ定ムル月ノ初日(以下本条及第四条ノ三ニ於テ基準日ト称ス)現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬月額ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ第四条ノ三第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基

もの

二 前号に掲げる被保険者と同一の船舶に乗り組む被保険者

(育児休業等を終了した際の改定)

第十九条 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を經由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

②前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

(報酬月額算定)

第二十条 被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、報酬が増減があった日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日又は時間によって報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の属する月前一月間に現に使用される船舶において同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者の報酬の額を平均した額（被保険者の報酬が増減があった場合においては、その日の属する月に受けた報酬の額）

三 前二号の規定により算定することが困難である場合（第五号に掲げる場合を除く。） 被保険者の資格を取得した日、報酬が増減があった日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 一年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者の報酬につき、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある報酬が定められる場合 前三号の規定にかかわらず、第一号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

第四条ノ三 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額
前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合（歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ変動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト変動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

五 歩合により報酬が定められる場合 次に掲げる額を基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

イ 被保険者の資格を取得した日又は報酬額の算出の基礎となる要素に変更のあった日若しくは基準日前一年間において当該被保険者が乗り組む船舶の乗組員に対し支払われた歩合金（当該被保険者が漁船に乗り組むため使用される場合においては、当該漁船が採捕しようとする漁獲物と同種の漁獲物の採捕に従事した労務の対償として支払われたものに限る。）の一人歩（歩合金配分の基準単位をいう。以下この号において同じ。）当たりの額

ロ イに掲げる額を算定することが困難であるとき、又はイにより算定した額が著しく不当なときは、同様の業務に従事する同様の船舶につきイの例により算定した額

ハ 被保険者が新たに船舶に乗り組んだ際に、現に当該船舶に乗り組む他の被保険者があるときは、イ及びロにかかわらず、現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる一人歩当たりの歩合金額（当該一人歩当たりの歩合金額が、引き続き現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる）に限る。）

六 前各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当する場合 それぞれ当該各号の規定により算定した額の合算額

2 被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難であるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

（標準賞与額の決定）

第二十一条 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金（当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労務ノ対償トシテ支払ハレタルモノニ限ル）ノ一人歩（歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ）当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為ルベキトキニ限ル

六 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

②被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ社会保険庁長官之ヲ算定ス

第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ

その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 前条第二項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

（現物給与の価額）

第二十二條 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

（疾病任意継続被保険者の標準報酬月額）

第二十三條 疾病任意継続被保険者の標準報酬月額については、第十七条から第二十条までの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

一 当該疾病任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年）の九月三十日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準

月ニ当該被保険者が受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者が受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零トス

② 第四条ノ三第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定ニ関シ之ヲ準用ス

第三條

③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ社会保険庁長官之ヲ定ム

第四條

⑥ 第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ引続キ従前ノ標準報酬月額ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ前年（一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬月額ニ付テハ前前年）ノ九月三十日ニ於ケル全被保険者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬月額ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬月額ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬月額トス

報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

第三節 届出等

(届出)

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(通知)

第二十五条 社会保険庁長官は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者は、社会保険庁長官にその旨を届け出なければならない。

4 社会保険庁長官は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

5 社会保険庁長官は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲ社会保険庁長官ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三 社会保険庁長官ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項若ハ第四条ノ五第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第四条第三項乃至第五項若ハ第四条ノ二ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

②船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ

③被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ社会保険庁長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

④社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

⑤社会保険庁長官ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十六条 社会保険庁長官は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした船舶所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(確認の請求)

第二十七条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十五条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者の資格に関する情報の提供等)

第二十八条 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第二十九条 この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のと

第二十一条ノ四 社会保険庁長官ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

②前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

②社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

おりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
 - 二 傷病手当金の支給
 - 三 葬祭料の支給
 - 四 出産育児一時金の支給
 - 五 出産手当金の支給
 - 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
 - 七 家族葬祭料の支給
 - 八 家族出産育児一時金の支給
 - 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- 2 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付のほか、次のとおりとする。
- 一 休業手当金の支給
 - 二 障害年金及び障害手当金の支給
 - 三 障害差額一時金の支給
 - 四 障害年金差額一時金の支給
 - 五 行方不明手当金の支給
 - 六 遺族年金の支給
 - 七 遺族一時金の支給
 - 八 遺族年金差額一時金の支給

(付加給付)

第三十条 協会は、前条第一項各号に掲げる給付に併せて、政令で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付

(疾病任意継続被保険者に対する給付)

第三十一条 疾病任意継続被保険者に行う給付は、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）及び第五号を除く。）及び前条に規定する保険給付に限るものとする。

(独立行政法人等職員被保険者に対する給付)

第三十二条 独立行政法人等職員被保険者については、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）を除く。）及び第三十条に規定する保険給付は行わないものとする。

(他の法令による保険給付との調整)

第三十三条 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。次項及び第四項において同じ。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法の規定（同法第五章の規定を除く。）によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

ヲ為スコトヲ得

第十九条ノ三

④第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付（出産手当金ヲ除ク）ニ限り之ヲ為スコトトス

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

一ノ三（略）

四 健康保険（健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族葬祭料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第六項において同じ。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付及び船員法第八十九条第二項の規定により船舶所有者が施し、又は必要な費用を負担する療養（以下「下船後の療養補償」という。）に相当する療養の給付を除く。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看

ノ保険ヲ除ク）ニ於テ之ニ相当スル保険給付ヲ受クルトキ

第五十六条ノ三

② 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ

第五十三条

② 療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

③ 他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院

護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

5 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

6 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付に限る。）、休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の支給は、同一の疾病、負傷、障害、行方不明又は死亡について、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（削除）

（削除）

（行方不明手当金を受ける被扶養者の範囲及び順位）

時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費ノ支給ヲ為サズ

第五十六条ノ二 第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条第一項乃至第三項及前条ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第二十二條 被保險者タリシ期間ハ被保險者ノ資格（第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル

②前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ一月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四条 行方不明手当金を受けることができる被扶養者の範囲は、次に掲げる者であつて、被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

一 被保険者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母

二 被保険者の三親等内の親族であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの

三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの子及び父母であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの

2 被保険者が行方不明となつた当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 行方不明手当金を受けるべき者の順位は、第一項各号の順序により、同項第一号又は第三号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順序により、同項第二号に掲げる者のうちにあつては親等の少ない者を先にする。

(遺族年金を受ける遺族の範囲及び順位)

第三十五条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同

第二十二條ノ二 行方不明手当金ヲ受クベキ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グル者ニシテ被保険者ガ行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一 被保険者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父母ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

②被保険者ガ行方不明ト為リタル当時胎児タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者ガ行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十二條ノ三 行方不明手当金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ同項第一号又ハ第三号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依リ同項第二号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニス但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

第二十三條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範囲ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時（失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第三項、第二十三條ノ三並ニ第二十三條ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ）之ニ依リ

じ。) 以外の者にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

(削除)

(障害年金差額一時金等を受ける遺族の範囲及び順位)

第三十六条 障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 配偶者

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて

生計ヲ維持シタルモノトス

②被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ当時政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除キ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

一 子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

二 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三条ノ二 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前条第一項ニ掲グル順位ニ依ル此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

②先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三条ノ三 葬祭料又ハ第四十二條ノ二、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範囲ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス

生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 前項の一時金を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

(削除)

(削除)

(削除)

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第三十七条 前三条の規定により保険給付を受けるべき被扶養者又は遺族に同順位者が二人以上あるときは、その保険給付は、その人数によつて等分して支給する。

(未支給の保険給付)

第三十八条 保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつ

第二十三条ノ四 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ

依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一 配偶者

二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖父母

②第二十二條ノ三但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ五 第二十二條ノ三、第二十三條ノ二又ハ前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受クベキ被扶養者又ハ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保険給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十七条ノ二 保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリ